自主防災組織

結成マニュアル

東　近　江　市

・・・自主防災組織の必要性・・・

東近江市には「自警団・防災隊」等の名前で呼ばれている自主防災の組織が存在する自治会もあります。これらの組織では毎年消火訓練等を実施し、火災や洪水等の災害に備えていただいています。

東近江市では、歴史的に見ても大きな地震は発生していませんが、決して地震に対して安全とはいえません。いつ大地震が発生してもおかしくないのです。市では、特に大地震に備える自主防災組織の結成や、既存の組織を地震災害にも対応できる組織にしていただくことを推進しています。

大規模な地震災害時には、建物の倒壊や火災、道路・橋梁等の損壊が同時多発的に発生する他、電話の不通や電気・ガス・水道等の使用不能等も発生し、防災関係機関の対応が遅れる可能性があります。

そのような中では、発災後、一定の間は、地域住民の一人ひとりが「自分たちの地域と命は自分たちで守る」ことが必要で、そのためには出火の防止、初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水の実施等、地域単位の自主的防災活動が求められます。とりわけ、地域に住む高齢者等の要救護者に迅速で、きめの細かい支援活動が災害被害軽減のために重要であることが多くの災害経験の中で分かってきました。

これらの役割を担う組織を「自主防災組織」と呼びます。このような地域防災力向上の鍵となる自主防災組織を積極的に結成され「災害に強い地域」をつくりあげてください。

・・・自主防災組織のつくり方・・・

自主防災組織は、地域の住民が結成に合意し、規約、組織、活動内容を定めることで成立します。地域住民が自分達の地域は自分達で守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成することが原則です。

また、地域で自主防災組織をつくろうと思われたら、ぜひ、東近江市役所総務部生活安全対策課まで連絡してください。

「自主防災組織を作るために何から手をつければよいのか」とよく聞かれます。ここでは標準的な結成方法について説明しますが、活動が役員の大きな負担にならないよう工夫して、またそれぞれの地域や自治会の状況に応じて柔軟に対応してください。

１　大地震の危険性を理解してもらう

地域又は自治会で大地震に備える自主防災組織の必要性を知ってもらいましょう。そのために、まず、自治会の皆様に地震の危険性についての研修会を開いてください。生活安全対策課へ連絡をいただければ、出前講座等の開催について相談させていただきます。

２　防災組織の規模

自主防災組織の規模は、一般的な基準として、自治会単位を基本としますが、複数の自治会や公民館単位でも大丈夫です。地域の実情に合わせて考えてください。

(1)　住民が連帯感に基づいて、防災活動等を効果的に行える程度の規模であること。

(2)　住民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模であること。

3　防災組織をつくるには、次のような方法が考えられます。

(1)　組織のかたちの決定

○　自治会などを活用して自主防災組織を結成する場合でも、組織のかたちにはいくつかのタイプがあります。

○ どういった組織にするかはそれぞれの長短があることから、地域の実情に応じて検討することが大切です。

【 いろいろな自主防災組織のかたち（自治会を例として）】

<table>
<tr><th></th><th>重　複　型</th><th>下部組織型</th><th>別組織型</th></tr>
<tr><td>タイプ</td><td>自治会などの代表者や役員が自主防災組織の代表者や役員を兼ねる</td><td>自治会などの下に独自の代表者、役員をもつ自主防災部門（部会）をつくり、その部門（部会）を自主防災組織とする</td><td>自治会などが中心となって、自治会とは別に自主防災組織を結成する</td></tr>
<tr><td rowspan="3">長所</td><td colspan="2">組織づくりが容易　　活動を継続しやすい</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">住民にとって組織の仕組みが分かりやすい</td><td>会長等以外の役員の負担が軽い</td><td>役員全体の負担が軽い</td></tr>
<tr><td colspan="2">経験が蓄積され、専門性が高まる
活動の独自性を発揮しやすい</td></tr>
<tr><td>短所</td><td colspan="2">自治会の役員交代によって活動方針や熱意が変わることがある</td><td>地域内に複数の長がいて混乱が起こりやすい</td></tr>
</table>

(2)　**組織の編成案の作成**

○　自主防災組織の一般的な編成（組織図）と役割は、次のとおりです。

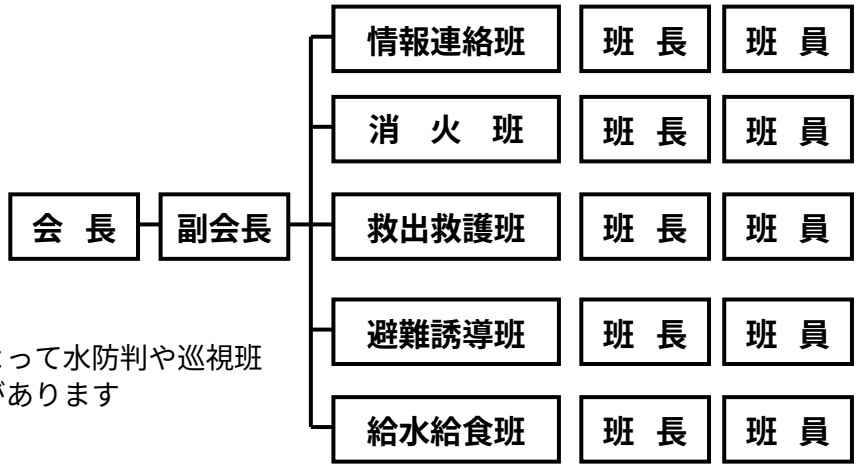

※　地域の実情によって水防判や巡視班を設ける場合があります

○　参考例1　（重複型）

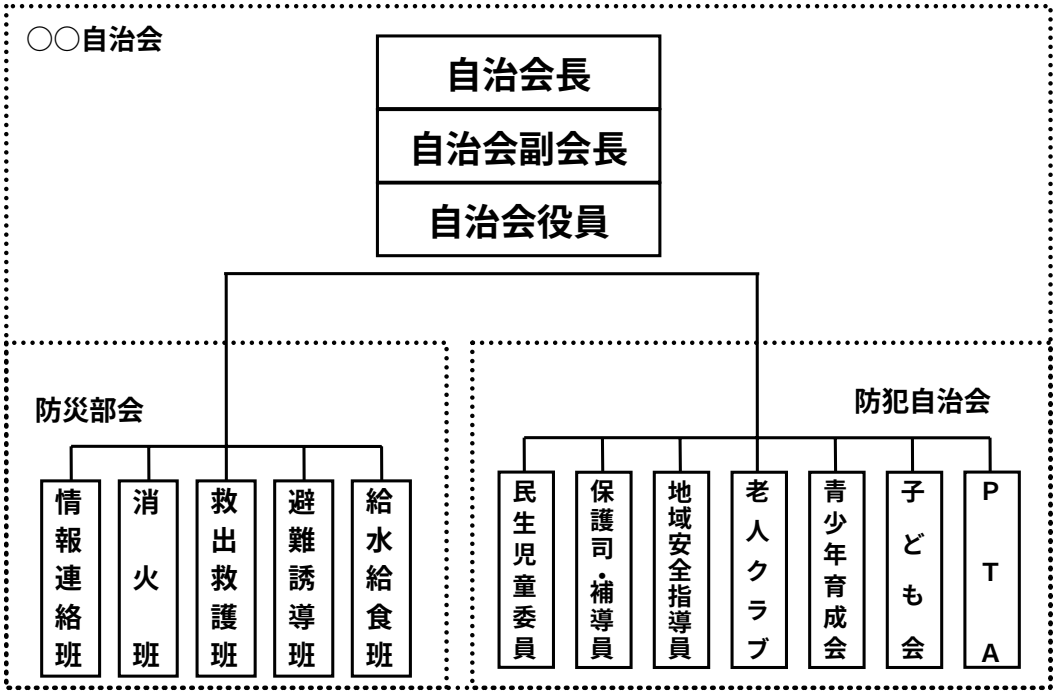

○ 参考例２　（下部組織型）

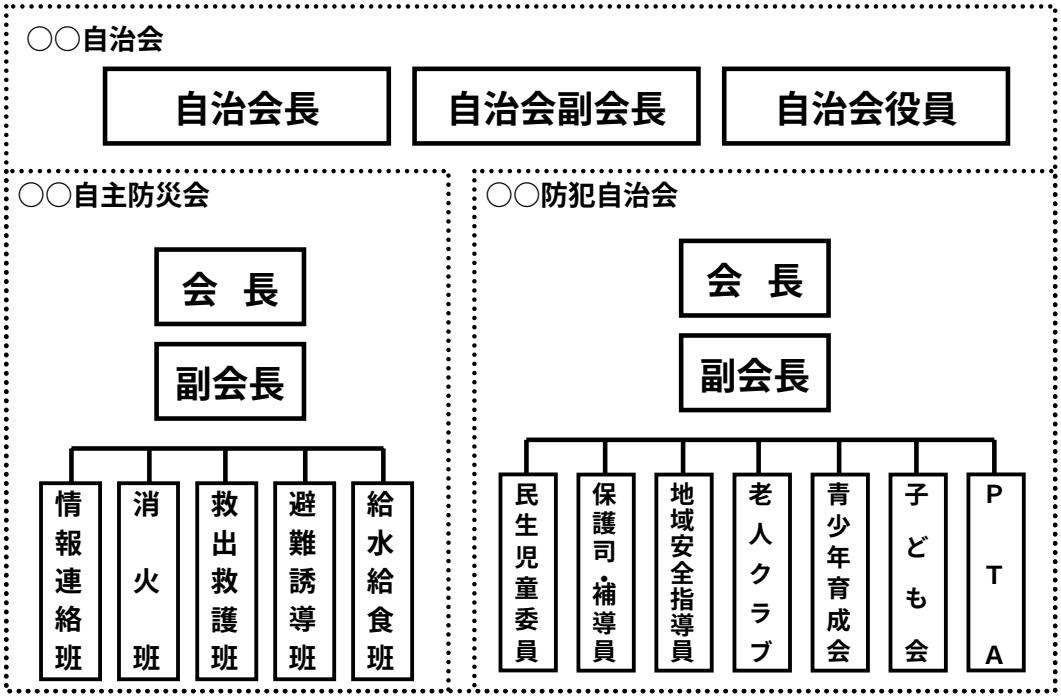

○ 参考例３　（別組織型）

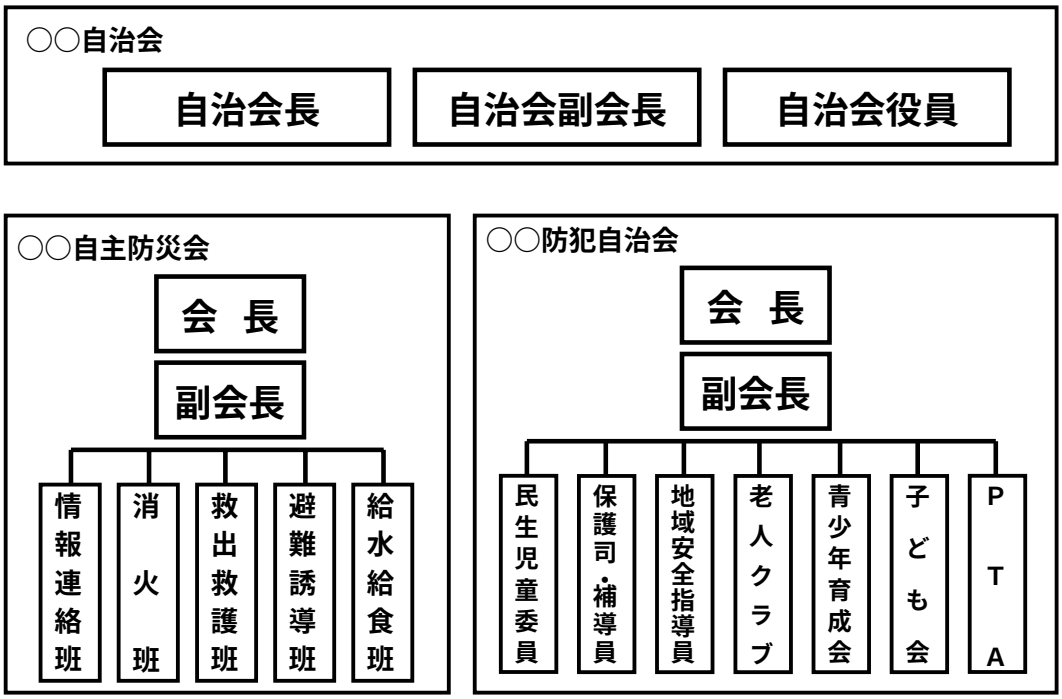

（３）　役員の人選

○　組織のかたちや編成が決定した後は、会長、副会長、班長などの役員の人選を行います。役員や班長は防災活動の経験がある人（元消防署員や消防団員）が望ましく、総会までに最終的な候補者を立てておく必要があります。「できれば内部組織型の役員構成のように、自治会役員とは別に独自の代表者・役員を選び結成時の役員さんは、３年を目安に継続していただくと、順調に活動を展開していただけると思います。役員選出前に合意を得ておきましょう。

（４）　規約案の作成

○　自主防災組織は、組織の目的、事業内容、役員の選任および任務、会議の開催、防災計画の策定等について明確化した規約を定めることが必要です。

【自主防災組織規約（例）】

○ ○ 町 自 主 防 災 会 規 約

（名称）

第１条

この会は、○○町自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第２条

本会の事務所は、○○に置く。

（目的）

第３条

本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、水害、その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第４条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　防災活動の普及啓発

(2)　地震等による被害を防ぐための活動

(3)　地震等の発生時における情報収集・伝達、初期消火、避難誘導、救出救護、給食給水等の活動

(4)　前号に関する訓練

(5)　防災資機材等の整備

(6)　その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第５条

本会は、○○自治会に加入する世帯をもって構成する。

（役員）

第 6 条

本会に次の役員を置く。

（1） 防災会長 1 名

（2） 副会長 1 名

（3） 班長 若干名

（4） 監事 1 名

2 役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第 7 条

防災会長は本会を代表し、会務を主宰し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 班長は防災各班の長として、班の運営にあたる。

4 監事は、本会の会計を監査する。

（会議）

第 8 条

本会に総会及び役員会を置く。

2 総会及び役員会は防災会長が召集し、議長となる。

3 総会は全会員をもって構成し、毎年 1 回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

4 総会は、次の事項を審議する。

（1）規約の改正に関すること

（2）防災計画の作成及び改正に関すること

（3）活動計画に関すること

（4）予算及び決算に関すること

（5）その他、総会が特に必要と認めたこと

5 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

（1）総会への議案の提出

（2）総会の議決事項の実施

（3）その他、役員会が特に必要と認めたこと

（防災計画）

第 9 条

本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は次の事項について定める。

（1）地震などの発生時における本会の組織編成及び任務分担に関すること

（2）防災知識の普及啓発に関すること

（3）防災訓練の実施に関すること

（4）地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導、防災資機材等の備蓄及び管理に関すること

（5）その他必要な事項

（経費）

第 10 条

本会の運営に要する経費は、自治会会費その他の収入をもって充てる。

（その他）

第 11 条

この規約に定めのない事項については、防災会長が定める。

附則　この規約は、平成〇年〇月〇日から実施する。

自主防災組織防災計画（例）

○ ○ 町 自 主 防 災 会 防 災 計 画

1．目的

この計画は○○町自主防災会（以下「本会」という。）の防災活動に必要な事項を定め、もって火災、地震、風水害等の災害による、人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2．計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

（1） 組織編成及び任務分担に関すること

（2） 防災知識の普及啓発に関すること

（3） 防災訓練の実施に関すること

（4） 情報の収集伝達に関すること

（5） 出火の防止及び初期消火に関すること

（6） 救出救護に関すること

（7） 避難誘導に関すること

（8） 給食給水に関すること

（9） 防災資機材の備蓄及び管理に関すること

3．組織編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、本会に次の班を置く。

（1） 本　　部　　本会の運営、防災関係機関との連絡調整

（2） 情 報 班　　被害情報の収集と伝達

（3） 消 火 班　　初期消火活動

（4） 避難誘導班　　住民の安否確認と避難所への誘導

（5） 救出救護班　　負傷者の救出救護

（6） 給食給水班　　食料、飲用水の調達と炊き出し、分配

4．防災知識の普及啓発

地域住民の防災意識を高めるため、次により防災知識の普及啓発を行う。

（1） 啓発事項

ア 本会及び防災計画に関すること

イ 災害の知識に関すること

ウ 一時集合場所、避難経路、災害時避難所に関すること

エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること

オ その他防災に関すること

(2) 普及啓発方法

ア 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布、掲示

イ 講演会、座談会等の開催

ウ パネル等の展示

(3) 実施時期

防災の日、春季及び秋季火災予防運動期間等、防災関係諸行事の行われる時期に合わせて実施する。

5．防災訓練

災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行うことができるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別　　訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練　　個別訓練は、次の訓練とする。

ア 情報の収集伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 避難訓練

エ 救出救護訓練

オ 給食給水訓練

(3) 総合訓練　　総合訓練は、2つ以上の個別訓練を行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

ア 訓練は、原則として防災の日、春季及び秋季火災予防運動期間中又は自治会等の行事に合わせて実施する。

イ 訓練は、総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

6．情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

（1） 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集し、本部に連絡するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

（2） 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、有線放送、電話、携帯無線機、伝令等による。

7．出火防止及び初期消火

（1） 出火防止

防災の日、春季及び秋季火災予防運動期間中に地域住民に、次の事項に重点をおいて点検整備するよう呼びかける。

ア 火気使用設備、器具の点検整備及びその周辺の整理整頓

イ 石油類等の危険物品の保管状況

ウ 消火器等消火資機材の整備状況

エ その他建築物等の危険箇所の状況

（2） 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火できるようにするため、次の消火資機材を配備する。

ア 可搬式小型動力ポンプ

イ 消火器、消火バケツ、消火砂等

8．救出救護

（1） 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

（2） 防災関係機関への出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関

係機関に出動を要請する。

(3) 負傷者が発生した場合

直ちに応急救護所へ搬送し、防災関係機関、医療機関に連絡する。

9．避難誘導

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長の避難勧告・避難指示が発令されたとき、又は会長が必要と認めたときは、会長は避難誘導班に対し、避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を市防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 一時集合場所、避難経路及び災害時避難所

ア 一時集合場所　　地域において身近な場所で自治会等で指定している場所

イ 避難路　　○○通り、ただし○○通りが通行不能の場合は○○通り

イ 災害時避難所　　市が指定している避難施設

10．給食給水

避難所における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班員は、市から配分された食料、地域内の家庭等から提供を受けた食料等の配分、炊き出しなどにより給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食給水班員は、市から提供された飲料水、水道等により確保した飲料水により給水活動を行う。

(3) その他の救援物資の受領と分配

給食給水班員は、生活必需品等の救援物資を受領し、分配する。

11．防災資機材

防災資機材の備蓄及び管理に関しては、計画的に行う。また、毎年６月第１日曜日を本会が保有する全資機材の点検日とする。

○○町自主防災会緊急連絡網

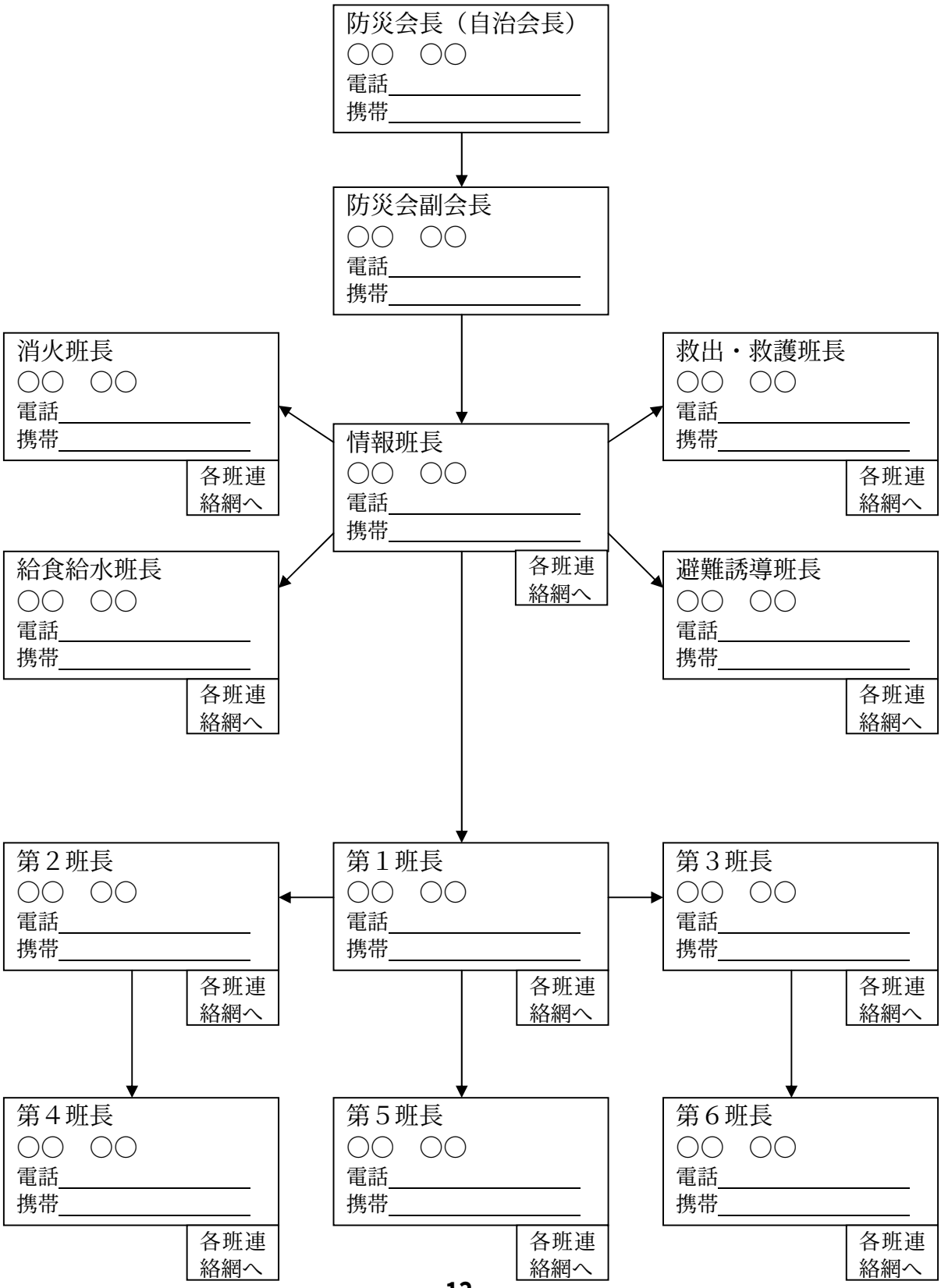

★　自主防災組織の活動・・・

※　自主防災組織の理想的な活動内容を記述しますが、組織の規模や現状に等に応じて無理なく徐々に活動を広げ、継続していただくことが大切です。

(1)　平常時の予防活動

ア　防災知識の普及・啓発　地域住民の防災意識の高揚を図るため、防災講習会、災害図上訓練（ＤＩＧ）等を実施するものとする。

イ　地域の災害危険の把握　災害予防に資するため、地域固有の危険箇所、災害時要援護者の実態等の把握に努めるものとする。

ウ　防災訓練の実施　災害時の応急活動が的確に行えるよう定期的に防災訓練を実施し、必要な知識および技術の習得に努めるものとする。

エ　火気使用設備器具等の点検　大地震発生時、被害の発生または拡大の原因となる火気使用設備器具、危険物品等を点検するものとする。

オ　防災資機材の備蓄　消火用資機材、応急手当用医薬品、救助工作用資機材等防災活動に必要な資機材の備蓄に努めるものとする。

(2)　災害時の応急活動

ア　情報の収集および伝達・・・被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置を執るため、市防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民に伝達するものとする。

イ　出火防止および初期消火・・・地震等が発生した場合は、直ちに住民に対し、火の始末を呼び掛け、出火した場合は、初期消火に当たるものとする。

ウ　救出・救護・・・建物の倒壊や落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、資機材を有効に活用し、直ちに救出救護活動を行うものとする。

エ　避難・・・避難勧告または指示が発令された場合は、災害時要援護者も含め全ての住民が避難所へ混乱なく、安全に避難できるよう誘導するものとする。

オ　給食・給水・・・水、食料等の配給、炊き出し等の給食・給水活動に当たるものとする。

	平常時の活動	災害時の活動
会長・副会長	・防災計画、規約の作成 ・組織の役割を明確にする ・年間の活動計画 ・会議の運営	・役員の招集 ・予め定めた役割分担の確認 ・各班の活動の統制を行う ・関係機関との連携
情報連絡班	・防火、防災の普及、意識高揚などの広報活動 ・防災マップの作成 ・情報伝達、収集訓練の実施	・被害などの状況把握と報告活動、広報 ・防災関係など公的機関との連絡調整 ・デマの防止に努める
消火班	・消火器具、水利等の点検 ・防火意識の高揚（呼びかけ） ・初期消火の協力体制づくり ・初期消火訓練の実施	・出火防止及び初期消火活動 ・消防など関係機関への協力 ・近隣事業所などとの連携
救出救護班	・救出、救護資機材の確保と点検 ・救出、救護訓練の実施	・消防など関係機関と連携した救出、救護活動 ・負傷者などの把握 ・医療機関への搬送
避難誘導班	・一時集合場所、避難場所と避難経路の周知 ・避難経路の危険箇所の確認 ・災害弱者の把握 ・避難誘導訓練の実施	・避難経路の安全確認 ・避難情報の伝達 ・避難の呼びかけ ・避難誘導 ・避難場所等における混乱防止
給水給食班	・給食資器材の確保と点検 ・給水拠点の把握 ・個人備蓄の啓発活動 ・炊出し訓練等の実施	・給食物資の需要の把握と調達及び配分活動 ・市との連絡調整 ・給食、給水活動（炊出し等）

★　自主防災組織に必要な資機材・・・

お金をかけて資機材を用意しても、使い忘れたり管理できなくなっては大変です。資機材よりも、まずは防災組織に参加する皆さんの気持ちです。資機材がなくても防災会の仕事は十分できるのです。

ただ、より一層効果的にするためには、次のような資機材があれば有効です。

(1) トランシーバー・ハンドマイク (情報伝達・避難誘導用)

(2) 強力ライト・担架 (避難誘導・救出救護用)

(3) ロープ・バール (避難誘導・救出救護用)

(4) 隊員用個人装備

ア　ヘルメット (○○町自主防災会等の名前入り)

イ　ゴム長靴

ウ　ユニフォームまたはハッピ (○○町防災会等の名前入り)

(5) 消火用バケツ (飲料水搬送用にも使えます。)

(6) 消火器具

ア　消火器 (各家庭から持ち寄ることとしても結構です。)

イ　可搬式動力ポンプ

自主防災組織設置・防災講習会
に 関 す る お 問 い 合 わ せ

市役所生活安全対策課	電話 0748-24-5617	IP 電話 050-5801-5617
永源寺支所地域振興課	電話 0748-27-2181	IP 電話 050-5801-2181
五個荘支所地域振興課	電話 0748-48-7301	IP 電話 050-5801-7301
愛東支所地域振興課	電話 0749-46-2264	IP 電話 050-5801-2264
湖東支所地域振興課	電話 0749-45-3701	IP 電話 050-5801-3701
能登川支所地域振興課	電話 0748-42-9910	IP 電話 050-5801-9910
蒲生支所地域振興課	電話 0748-55-4880	IP 電話 050-5801-4880

消火訓練・応急手当、救命講習
に 関 す る お 問 い 合 わ せ

最寄りの消防署・出張所にお問い合わせください

東近江行政組合消防本部

八日市消防署	電話 0748-22-7610	IP 電話 050-5802-5119
日野消防署	電話 0748-52-0119	
能登川消防署	電話 0748-42-0119	IP 電話 050-5802-6119
八日市消防署・東消防出張所	電話 0748-29-0111	IP 電話 050-5802-7119
日野消防署・南消防出張所	電話 0748-55-0119	IP 電話 050-5802-8119

愛知郡広域行政組合消防本部

愛知郡広域行政組合消防署	電話 0749-45-4119	IP 電話 050-5801-4119
愛東出張所	電話 0749-46-0119	IP 電話 050-5802-4119

２０１０．１